

堺個審第22-2-2号
(答申第161号)
令和5年6月29日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会
会長 矢口智春



諮問に対する答申

令和4年11月2日付け堺健福総第1491号で諮問のありました下記諮問案件について、審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	開示請求に対する一部開示決定処分を不服とする審査請求に係る審議
対象公文書	地域包括支援センター総合相談受付記録のうち、本人の相続財産に関する記録
実施機関 (処分庁)	堺市長（健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課）
諮問実施機関 (審査庁)	堺市長（健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課）

答申

第1 審議会の結論

令和4年11月2日付けで諮問のあった審査請求事案「地域包括支援センター総合相談受付記録のうち、本人の相続財産に関する記録」（以下「本件対象公文書」という。）について、堺市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和4年7月19日、審査請求人は、堺市個人情報保護条例（以下「条例」という。）13条1項の規定に基づき、「本件対象公文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。なお、地域包括支援センター総合相談受付記録は審査請求人の父親を対象としているものである。
- 2 同年8月1日、実施機関は、本件請求に対し一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり不開示部分の理由を付して審査請求人に通知した。
条例14条1号、2号、4号及び6号才に該当する。
- 3 令和4年8月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法2条の規定により本件審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求めます。

第4 審査請求人の主張要旨

（1）開示請求の背景

審査請求人の父親の財産が生前から死後において特定の者に侵害されている状況にあり、その財産管理の時期を明確にするための資料として、また、その者から事情を聞くにあたり、氏名や連絡先を明らかにするためである。また、今後の交渉・訴訟などにおいて父親の病状の程度や取り巻く状況は重要であり、またひとりの子どもとして父親のことを知りたいという観点から、本件請求に至った。

（2）決定通知書の不当性について

ア 条例14条1号について

長寿支援課が条例14条1号に該当するとして不開示とした情報には、審査請求人が他の所管課に個人情報開示請求を行い開示された情報から、

父親の財産権を侵害した者の情報が記載されていることが推察される。侵害した当事者である者の情報を不開示とすることは、条例の目的から觀ても、まさに本末転倒である。その上「当該開示請求以外の者の正当な権利利益を害すると認められる」と請求人が長寿支援課に認定されることは、あまりに侮辱的であり、このような根拠規定を到底許容することはできない。このような根拠規定によって不開示とするならば、「正当な権利利益を害すると認められる」と認定する、具体的根拠が示されなければならない。

また、本件については、相続以前に請求人のアイデンティティに関わる問題である。なお、死後出金については、純然たる相続問題である。

イ 条例14条2号について

すべての文書が開示されたとしても、相続について不明な点があれば、その関係者に話を聞かざるを得ない蓋然性は出てくる。そして、ただし書きに財産の保護と記載されているにも関わらず、画一的にその運用のみを適用していることは甚だ不当である。

ウ 条例14条4号について

父親に何ら問題が発生していない状況であれば、この号の適用は妥当であるが、繰り返し申し上げたように、財産権の侵害が行われ、相続につき父親の認知状態が争点のひとつとなっているのであるから、このような見立てに関する情報は必要不可欠なものである。

また、他の所管課にも開示請求を行い、そこで開示された内容も本件においては不開示となっている。よって、本件が適切であるとすれば、別の課の対応は、条例に違反しているということになる点も付言しておく。

エ 条例14条6号オについて

「適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる」と請求人が長寿支援課に認定されることは、到底許容することができない。このような根拠規定によって不開示とするならば、「適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる」と認定する、具体的な根拠が示されなければならない。

第5 実施機関の主張要旨

(1) 条例14条1号について

審査請求人は、相談対象者の相続人であり、「相続財産」に関する情報を自己の情報として開示請求をしている。よって、相続に関しない部分については、審査請求人の自己の情報と認められず、当該第三者の情報については、開示を行うことで、当該第三者の名誉、社会的地位、その他プライバシーを

侵害することにつながるなど、当該第三者の正当な権利利益を害すると認められることから、条例14条1号に該当する。

(2) 条例14条2号について

当該情報を開示することにより、法人の事業運営に支障をきたし、社会的評価の低下を生じさせると考えられるなど正当な利益を害すると認められるため、条例14条2号に該当する。

(3) 条例14条4号について

当該不開示部分については、いずれも、地域包括支援センターが関係機関から収集した情報であり、そこには支援者による評価、診断に関する内容が含まれており、これらの情報の本人開示が前提になるのであれば、本件に限らず、今後、関係機関から情報提供が得られなくなるおそれも否定できず、今後も反復継続して行われる本人以外の者に対する評価、診断等同種の事務の公正かつ適切な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例14条4号に該当する。

なお、父親の認知機能に関する情報は、父親の金銭管理能力と関係するものであり、相続財産に影響を及ぼす情報と認められることから、既に開示を行ったところである。

(4) 条例14条6号才について

地域包括支援センターと各関係機関との連絡、調整、協議に関する部分については、開示することにより同様の事務を遂行するにあたり率直な意見交換又は意思決定を行うことが困難となり、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に行う総合相談支援業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす蓋然性があると認められることから、条例14条6号才に該当する。

第6 審議会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関の業務委託先である地域包括支援センターが保有する総合相談受付記録である。

総合相談受付記録とは、地域包括支援センターが相談を受けた際に作成するものであり、「受付日時」「記入者」「対象者」「相談者」「相談内容」で構成されている。

2 本件処分の妥当性について

当審議会では、本件対象公文書を見分し、実施機関の処分の妥当性について検討を行った。

(1) 「開示請求者以外の者に関する個人情報」(条例14条1号)

本件対象公文書のうち、実施機関が条例14条1号に該当するとしたのは「記入者」欄、「相談者」欄及び「相談内容」欄に記載されている「開示請求者以外の個人情報」である。

審査請求人以外の第三者の情報は、これを開示すると当該第三者のプライバシー等の正当な権利利益を害すると認められた。

よって、「記入者」欄、「相談者」欄及び「相談内容」欄に記載されている「開示請求者以外の個人情報」については、審査請求人に開示することにより、当該審査請求人以外の者の正当な権利利益を害すると認められるため、条例14条1号に該当する。

(2) 「法人等に関する情報」(条例14条2号)

本件対象公文書のうち、実施機関が条例14条2号に該当するとしたのは「相談内容」欄のうち病院や介護事業所が地域包括支援センターと電話でやりとりした内容である。

ここには、これら第三者間の連絡調整等の内容についての情報が記載されているが、開示することにより、法人の事業運営に支障をきたし、社会的評価の低下を生じさせると考えられるなど当該法人の権利その他正当な利益を害すると認められるため、条例14条2号に該当する。

(3) 「評価・診断等に関する情報」(条例14条4号)

本件対象公文書のうち、実施機関が条例14条4号に該当するしたのは「相談内容」欄のうち父親の症状について、病院が診断した内容である。

これらは、父親本人にも伝えていない診断内容が含まれていると認められことから、相続人であったとしても開示することにより、今後、関係機関から情報提供が得られなくなるおそれがあり、今後も反復継続して行われる本人以外の者に対する評価、診断等同種の事務の公正かつ適切な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例14条4号に該当する。

(4) 「事務事業執行情報」(条例14条6号才)

本件対象公文書のうち、実施機関が条例14条6号才に該当するしたのは「相談内容」欄のうち、地域包括支援センターと病院や介護事業所が父親への支援方針に関する見立てや確認事項などを情報共有した内容である。

これを開示することにより同様の事務を遂行するにあたり率直な意見交換又は意思決定を行うことが困難となり、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に行う総合相談支援業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、条例14条6号才に該

当する。

3 以上の理由により、当審議会は「第1 審議会の結論」とおり判断する。

(参考) 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 1月 2日	諮問書の受理
令和5年 1月 11日	審 議
令和5年 2月 16日	審 議
令和5年 3月 24日	審 議
令和5年 4月 12日	審 議
令和5年 5月 16日	審 議
令和5年 6月 14日	審 議
令和5年 6月 29日	答 申

(参考) 堺市個人情報保護審議会委員

氏名	所属等	備考
矢口 智春	弁護士	会長
岡本 大典	弁護士	会長職務代理者
高野 恵亮	大阪公立大学大学院 都市経営研究科教授	
松本 未希子	桃山学院大学 法学部法律学科講師	(R5. 2. 1~)
堀内 佐智夫	堺商工会議所常議員 大阪ガス株式会社 南部・和歌山地区 統括支配人	(R5. 5. 1~)
田中 雅人	堺商工会議所常議員 大阪ガス株式会社 大阪・奈良・和歌山地区 統括支配人	(~R5. 3. 31)
青木 賦鶴子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科教授	(~R5. 1. 31)
赤木 俊夫	株式会社NHK グローバルメディアサービス 執行役員西日本支社長	(~R5. 1. 31)